

特定建設作業に携わる方へ

建設作業（解体作業を含む）の機械化及び機械の大型化とともに、作業によって発生する騒音・振動等による周辺への影響が増大し、周辺住民の生活環境を阻害している例が多くみられます。建設作業に携わる方は、こうしたことに留意し適切な工法、機械を選定し必要に応じ防音・防振措置を施す等、周辺状況に十分配慮して工事を行ってください。

届出について

1 届出対象

くい打設作業・破砕作業・掘削作業・空気圧縮機を使用する作業等（詳細は裏面参照）

2 届出者

建設工事の元請負人で、法人にあつては代表者です。なお、諸事情により、代理の者（支店長等）を届出者とすることもできます。

3 届出書類

特定建設作業実施届出書（大田区様式） 正副2部提出（裏面記入例参照）

※ 騒音規制法・振動規制法（法様式第9）の届出書を使用することもできます。

4 添付書類

- (1)半径 80m付近図 建設工事場所周辺にある住宅・学校・病院等の位置が判明できるもの
- (2)工事工程表 建設工事全体の工程表の中で、特定建設作業が明記されているもの
- (3)その他図面 必要に応じて、騒音及び振動対策を記載したもの。掘削作業、杭頭処理等の作業範囲を記載したもの。

5 届出期限

作業開始の **7日前まで**。ただし、**1日で終了する作業の場合、届出は必要ありません**。

※ 特定建設作業の工程に変更が生じた場合は以下の連絡先まで問合せください。

6 届出及び問合せ先

大田区蒲田5丁目13番14号 大田区役所（8階）

大田区資源環境部 環境政策課 環境政策担当 TEL：5744-1369（直通）

周辺住民への工事説明等

1 **住民に対し、必ず事前に工事の概要、工程、作業時間、騒音・振動防止対策等について詳しく説明**し、住民の理解をもとめてください。

事前説明の不足は、後日の工事に対し、住民の心理的な不安を招き苦情の原因になり、トラブルにつながる場合もあります。

2 工事現場には届出時に区から配布するステッカーに現場責任者と連絡先を明記し、公衆の見やすい場所に貼ってください。

3 工事現場責任者は、常に騒音・振動等の発生状況を監視してください。

4 住民から苦情の申立て等があった時は、すみやかに誠意をもって対応してください。

届出対象種類及び基準値

【騒音】騒音規制法施行令 別表第二
環境庁告示 16 号

【振動】振動規制法施行令 別表第二
振動規制法施行規則 別表第一

種類	作業内容	基準値(dB)【※3】		届出有無	
		騒音	振動	騒音	振動
1 くい打設作業 【※4】	(1) くい打機(もんけん、圧入式を除く)	85	75	○	○
	(2) くい抜機(油圧式を除く)				
	(3) くい打くい抜き機(圧入式を除く)				
2 びょう打等作業	びょう打機	85	—	○	×
3 破砕作業 【※1】	(1) ブレーカー(ジャイアント・油圧)	85	75	○	○
	(2) さく岩機(手持ち式) 【※4】	85	—	○	×
4 掘削作業	(1) バックホウ(原動機出力 80kW 以上)	85	—	○	×
	(2) トラクターショベル(原動機出力 70kW 以上)				
	(3) ブルドーザー(原動機出力 40kW 以上)				
	* 低騒音型建設機械の指定を受けた機種を除く【※2】				
5 空気圧縮機	空気圧縮機(原動機出力 15kW 以上)	85	—	○	×
	* 原動機は電動機以外のものを使用の場合				
	* さく岩機の動力として使用するものは除く				
6 コンクリート プラント等及び コンクリート 搬入作業	(1) コンクリートプラント (混練機の混練容量 0.45m ³ 以上)	85	—	○	×
	(2) アスファルトプラント (混練機の混練重量 200kg 以上)				
	* モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けるものを除く				
7 建築物の解体・ 破壊作業	(1) 鋼球	—	75	×	○
	(2) 舗装版破砕機 【※1】				

※1 作業地点が連続的に移動する作業は、当該作業に係る 1 日の 2 地点間の最大距離が 50m を超えないものが対象

※2 対象機械は国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk000003.html)を参照

※3 基準の適用場所は、建設作業が行われている敷地境界線

※4 該当機種例(参考)

種類	機種例		機種例
くい打設作業	バイブロハンマー	さく岩機 (手持ち式)	ハンドブレーカー
	ディーゼルパイルハンマー		電動ハンマー
	ドロップハンマー		電動ピック
	パイルエキストラハンマー		チップングハンマー
	油圧 エアハンマー		レッグドリル
	振動 パイルドライバー		ストッパー 等

作業区域及び作業時間等

【騒音】環境庁告示 16 号
【振動】振動規制法施行規則 別表第一

区域の区分		作業可能 時間帯	1日の 作業時間	同一場所の 連続作業時間	日曜・ 休日作業
用途地域					
第1号区域	・ 第一種低層住居専用地域	7～19時	10時間 以内	6日以内	禁止
	・ 第二種低層住居専用地域				
	・ 第一種中高層住居専用地域				
	・ 第二種中高層住居専用地域				
	・ 第一種住居地域				
	・ 第二種住居地域				
	・ 準住居地域				
	・ 商業地域				
	・ 近隣商業地域				
	・ 準工業地域				
	・ 田園住居地域				
第2号区域	・ 工業地域のうち学校・病院等の 周囲おおむね 80m以内の区域	6～22時	14時間 以内		
	・ 工業地域のうち学校・病院等の 周囲おおむね 80m以外の区域				
適用除外【※】		①～④		①②	①～⑤

※ 適用除外の要件

① 災害その他非常事態に緊急に作業を行う必要がある場合
② 人の生命・身体の危険防止作業
③ 鉄道の正常運行確保に必要な場合
④ 道路法による道路占用許可条件及び道路交通法による道路使用許可条件が夜間(休日)指定の場合
⑤ 変電所の変更工事で休日に行う指定のある場合

大田区内の適用除外区域

【騒音】大田区告示 102、297 号
【振動】大田区告示 107、299 号

平和島 1～6丁目	東糀谷 5丁目 23番
昭和島 1～2丁目	東糀谷 6丁目 1～5番
京浜島 1～3丁目	東糀谷 6丁目 6番の一部
城南島 1～7丁目	羽田旭町 3～4番の一部
東海 1～6丁目	羽田旭町 5番
大森南 4丁目 4～5番の一部	羽田旭町 9～10番
大森南 4丁目 6番	羽田旭町 11番の一部
大森南 4丁目 9～12番	羽田空港 1～3丁目
東糀谷 4丁目 5～7番	令和島 1～2丁目
東糀谷 5丁目 20～21番	

ただし、学校・病院等の周囲おおむね 80m以内で行う作業は規制基準が適用されます。

特定建設作業実施届出書の記入例

大田区様式（騒音規制法・振動規制法第10条関係）

特定建設作業実施届出書

令和 4年 4月 1日

(あて先) 大田区長

届出者 住所 東京都 〇〇区 〇〇 1-2-3

△△建設 株式会社
氏名 代表取締役 大田 太郎
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

電話番号 03 (9876) 5432

特定建設作業を実施するので、**騒音** **振動** 規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇ビル解体工事(鉄骨造3階建)		
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	〇〇ビルの解体		
特定建設作業の種類	騒音 <input type="checkbox"/> くい打機等 <input checked="" type="checkbox"/> さく岩機 <input type="checkbox"/> 空知圧縮機 <input type="checkbox"/> その他()		
	振動 <input type="checkbox"/> くい打機等 <input type="checkbox"/> 舗装版破砕機 <input checked="" type="checkbox"/> ブレーカー <input type="checkbox"/> その他()		
特定建設作業に使用される騒音・振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ジャイアントブレーカー(油圧式) ← 型式 MKB-800 台数 2台		
特定建設作業の場所	大田区 〇〇〇 4-5-6		
特定建設作業の実施の期間	自	4年 4月 26日	
	至	4年 5月 7日	(のべ 12 日間)
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日 実働時間
	自 9時	至 17時	日曜、休日を除く 7 日間 7 時間/日
騒音・振動の防止の方法	現場周囲に高さ2mの防音シートを設置する。 近隣住民への工事内容の説明を〇月〇日に実施した。		
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 大田区 〇〇 2-3-4		
発注者の担当者氏名及び連絡場所	株式会社〇〇 施設管理課 〇〇〇〇 電話番号 03 (0000) 1234		
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇ビル工事作業所 所長 〇〇〇〇 電話番号 03 (0000) 3456		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	有限会社〇〇建設 社長 〇〇〇〇 大田区 〇〇 3-4-5		
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	有限会社〇〇建設 作業主任 〇〇〇〇 電話番号 03 (0000) 5678		
近隣の方々への説明(個別訪問・説明会・文書)は(4)月(7)日に実施(予定・済)です。 アスベスト(レベル1・レベル2・レベル3・なし)(除去予定・除去済み) アスベスト事前調査結果(登録済み(システム・書面提出)・登録予定(システム・書面提出)(4月8日予定)・ 報告対象外(80㎡未満・100万円以下・解体等工事でない))			

備考 付近図、工程表、使用機器のカタログ等を添付し、作業開始日の7日前までに届出のこと。

届出書は作業開始日の7日前までに提出してください。

押印は不要です。

届出者は元請人となります。

ジャイアントブレーカー、ハンドブレーカー、コンプレッサー、くい打機、くい抜機、アースオーガ併用等を明記してください。

特定建設作業の実施する始めから終わりまでの、**全期間の日数**を記入してください。(作業しない日も含める。)

発注者・届出者情報を記入してください。

近隣の方々への説明について記入と〇付けをしてください。
アスベストの状況について記入と〇を付けてください。

* 届出内容に変更があった場合は、すみやかに担当まで連絡してください。

■ 特定建設作業実施届出書を提出する際必要な添付書類(見本)

1.半径80m付近図(範囲を明示)



市販の地図のコピーは著作権法上の問題が生じますのでご注意ください。

2.工事日程表(該当箇所を赤色で記入)

	4/18(月)	4/19(火)	4/20(水)	4/21(木)	4/22(金)	4/23(土)	4/24(日)
届出期限	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	
準備工	←						
建物解体							
土間解体							
特定建設作業	←	←	←	←	←	←	←
準備工							
建物解体							
土間解体							
特定建設作業	←	←	←	←	←	←	←

3.必要に応じて以下の図面を添付してください。

- (1) 防音パネル・遮音シート等の設置位置がわかる図面
- (2) 掘削作業、くい頭処理等の特定建設作業の範囲がわかる図面。